

退職者医療制度

届け出は済んでいますか

会社や役所を退職して国民健康保険に加入した人が、厚生年金や共済年金を受給できるようになった場合は、「退職者医療制度」で診療を受けることになります。この制度を利用するための手続き方法などをお知らせします。

このような人が対象となります

- ・ 国保に加入している人
- ・ 老人保健の適用を受けていない人
- ・ 厚生年金や各種共済組合などの老齢年金を受けられる人で年金



への加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上加入している人とその扶養家族

扶養家族とは、退職者本人の直系尊属、配偶者(内縁を含む)と三親等内の親族、または配偶者の父母と子で退職者本人と生計を共にし、主として退職者本人の収入で生計を維持している人

14日以内に届け出を

年金証書を受け取った14日以内に保険年金課に届け出てください。「国民健康保険退職被保険者証」が交付されます。

届け出に必要なもの

- ・ 年金証書、保険証、印鑑
- お医者さんにかかるとき

お医者さんにかかるときは、窓口「国民健康保険退職被保険者

証を提出して受診してください。そのとき支払う一部負担金は次のとおりです。

○ 退職者本人：外来 入院ともに2割

○ 扶養家族：外来は3割 入院は2割

(注) 薬剤と入院時の食事代についての負担金は国民健康保険と同じ額です。

年金証書が届く前にお医者さんにかかったら

退職者医療制度に該当する人が、年金証書が届く前にお医者さんにかかった場合は、申請すると差額分(本人1割、扶養家族は入院のみ1割)が支給されます。

退職者医療制度についての問い合わせは保険年金課(☎201526)へ。

入院・入所時の食事代

市民税非課税世帯の人は減額されます

国民健康保険などに加入している人が入院したときや、介護サービスで施設を利用したときの食事

代は、ほかの診療や薬にかかる費用などは別に、ある一定の額を自分で負担しなければなりません。

しかし、保険加入者の事情によっては、この負担分が減額される制度があります。

対象となる人は早めに申請を市民税非課税世帯の人は、入院・入所時の食事代が減額されますので、早めに保険年金課の窓口で申請手続きをしてください。

申請すると「標準負担額減額認定証」がもらえますので、病院や介護保険施設の窓口へ提出してください。

なお、現在認定を受けている人で、引き続き認定を受けたい人は6月中に申請をしてください。

申請に必要なもの

- ・ 国民健康保険証、介護保険被保険者証、老人医療受給者証、印鑑、入院日数のわかるもの(領収書など)

(注)市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受けている人は国民年金証書も必要です。

入院・入所時の食事代の標準負担額 (1日当たり)

	一般世帯	市民税非課税世帯		
		入院90日以下	入院91日以上	老齢福祉年金受給者
国民健康保険	780円	650円	500円	-
老人保健	780円	650円	500円	300円
介護保険	780円	500円	500円	300円

入院・入所時の食事代についての問い合わせは保険年金課(☎201526)へ。

雨の備えは万全ですか

これから雨の多い季節を迎えます。長雨や集中豪雨は、洪水やがけ崩れなど大きな被害をもたらすこともあり得ます。被害を最小限にするためにも、日ごろから備えが大切です。もう一度家のまわりをチェックしましょう。



恐ろしいがけ崩れ(県土砂災害防止パンフレットから)

日ごろから家族で話し合いを

集中豪雨は短時間に狭い地域に集中して大量の雨が降るため、その予測は困難です。雨とともに雷が降り続けると注意が必要です。強く大量の雨が降りだしたとき

は、正確な気象情報を集め、危険と感じたら早めに避難しましょう。そのためには家族で避難場所を決めておくことが大切です。なお、家屋などに被害が出たり、危険が迫ったりしたときは市役所(☎22 1111)へ通報してください。

災害情報は防災行政無線で

大雨などによる災害の予報・警報などの情報は、市内91カ所に整備された防災行政無線で、市民のみなさんにお知らせします。

万一、放送を聞き逃した場合、消防本部災害状況等案内(☎24 3838)に問い合わせてください。

くわしくは総務課防災対策室(☎20 1510)へ。

がけ地整備に補助制度

500万円を限度に事業費の半額を助成
市では、危険ながけ地による壁を設けたり、のり面(傾斜地)を

整備したりする人に対して補助をしています。

対象となる事業

○高さ(垂直)が5m以上のがけ地の整備

○崩壊して家屋に著しい被害を及ぼす恐れのあるがけ地の整備

なお、宅地造成事業や宅地分譲事業の一つとしての整備は対象となりません。

補助額＝500万円を限度に、事業費の半額



のり面を整備して安全に

補助を受けるには手続きが必要で、着工する前に土木課に相談してください。くわしくは同課(☎20 1550)へ。

消費生活相談

Q & A

Q ある業者から「安値でLPガス切り替え中」と勧誘されLPガス購入先を変更する契約をしました。設備撤去費など前の業者との交渉は一切責任をもつというので委任状を書きました。しかし元の業者から設備撤去費用を請求されました。支払う必要がありますか。



LPガス業者切り替えトラブル

A LPガスの購入先は消費者が自由に選べますが、切り替えをめぐる消費者がトラブルに巻き込まれるケースが増加しています。

今回の場合、ガス容器・メーターなどは業者の所有物であるため、撤去も原則として元の業者が行うべきのものです。前の業者とどんな約束だったかによって対処の方法が異なりますので、契約書をよく読んでみましょう。解約時、契約書に設備などを清算する内容がある場合は、支払うことになります。また業者に委任状を渡すのは、トラブルの原因になるので避けましょう。

最近、規制緩和により新規業者の

参加が容易になり「LPガスの切り替えは自由」と積極的に営業活動している業者が増えています。中には顧客リストを転売するだけのブローカーもいます。安い値段に引かれ、安全やサービスの質を見逃すことのないようにしたいものです。

LPガス販売店は、供給開始にあたり、LPガスの所有関係や保安業務の内容、解約方法などが書かれている書面を利用者に交付することが義務付けられていますので、必ず書面を受け取って説明を受けましょう。

くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

ゴミは分別して指定収集袋で

市では、ゴミを指定収集袋により左表のとおり分別収集しています。地区ごとに決められた収集日の朝8時30分までにゴミ集積所に出してください。

また、乾電池・体温計・温度計・蛍光灯などの有害ゴミは、金物・陶磁器類の指定袋が入っている外袋か、中身が確認できる袋を使用してください。

粗大ゴミは、指定袋に入らない大きなものです。使用可能な木製家具や自転車は、リサイクルプラザ(☎36 1000)に連絡をお

分別名	対象となるもの
燃やせるゴミ (青袋)	料理くず、紙くず、木くず 衣類(綿など天然繊維のもの) 食用油(固めるか紙・布に染み込ませて)
ビニール・プラスチック類 (白袋)	ビニール類、プラスチック製品、ゴム類、革製品、合成皮革、石油製品、長ぐつ、運動ぐつ、シャンプー・洗剤などの容器
ビン・カン・ガラス(赤袋)	アルミ缶、スチール缶、ジュースびん、一升びん、ビールびん、ガラス製品
金物・陶磁器類 (黄袋)	アイロン、トースターなどの小型家電、フライパン、やかん、茶わん、皿、なべ、傘、スプレー缶(使い切り穴をあけてください)

お願いします。それ以外の粗大ゴミは、いずみ清掃工場(☎36 1689)に申し込みをしてください。快適に住みよい環境づくりのために協力をお願いします。

くわしくはクリーン推進課(☎20 1530)へ。

人権擁護委員制度

気軽に「ご相談ください」
6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。

全国人権擁護委員連合会では、この日を「人権擁護委員の日」と定め、「育てよう一人一人の人権意識」身近なことから人権を考えてみませんか」を啓発重点目標に掲げ、積極的な啓発活動を展開しています。

市内では法務大臣から委嘱を受けた右下表の人権擁護委員が、みなさんからの人権にかかわる相談をお受けしています。

相談は無料で、秘密は堅く守られますのでどうぞ気軽に「ご相談ください」。

人権擁護委員(敬称略)

氏名	住所	電話番号
細矢 正雄	成田市中台6-16-7	28-1131
金子登美男	橋賀台1-6-2	26-0162
根本 恵子	北須賀17	26-9347
伊藤 京子	困護台3-7-8	24-0686
小関ちい子	北羽鳥2167	37-0948
郡司 福男	三里塚68	35-0180
諸岡 裕行	赤荻1208	22-1092
小川 信夫	宝田2760	22-2403

くわしくは市民相談所(☎20 1507)へ。

消費生活モニター

20人のみなさんが決まりました

市では、市消費者の実態や意見、要望などを把握するため、消費生活モニター制度を設けています。

消費者の代表者であり、市民のみなさんと行政とのパイプ役でもある消費生活モニターのみなさんが決まりましたのでご紹介します。

今年1年間、モニター会議や研修会などを通じ、消費生活の向上のお手伝いをさせていただきます。(敬称略)

磯野徳子(玉造) 岩井かず子(吾妻) 牛迫恵子(中台) 岡本真理(困護台) 小倉孝子(上町) 梶本圭子(江弁須) 形野悦子(中台) 川崎雪子(橋賀台) 川又櫻子(上福田) 君田街江(飯田町) 桐原照子(中台) 斎藤恵(加良部) 高橋福子(幸町) 高橋みち子(土屋) 戸田和子(花崎町) 浜田悦子(江弁須) 日置久恵(橋賀台) 平山久美子(中台) 前林武子(公津の杜) 松村理香(江弁須)



消費生活モニターのみなさん

くわしくは商工観光課(☎20-1540)へ。

今日から水道週間

限りある水を大切に

わたしたちが毎日使っている水道水は、地下水と河川水が水源です。水を使うときは節約を心掛け、限りある資源を大切にしましょう。漏水にご注意を

使用水量が極端に多いと思ったら、漏水の疑いがあります。家中の蛇口を全部閉めても水道メーターの星型パイロットメーターや、1ℓ針が動いていたら、早急に市指定給水装置工事業者に連絡して修繕してください。

くわしくは市水道部業務課(☎22 0269)へ。

水道水の排水作業日程 市内各地で3日から

市水道部では赤水の発生を防ぐため、次のとおり配水管内の排水作業を行います。期間中は、一時的に減水あるいは、赤水になることもありますのでご了承ください。なお、受水槽を使用している場合は、万一に備え適切な措置をお願いします。

作業日	地区名	作業時間
6月3日(月)	並木町(大久保台・成瀬台)地区	午後10時 ～ 午前4時
6月4日(火)	並木町・不動ヶ岡地区	
6月5日(水)	飯田町・困護台地区	午前4時
6月6日(木)	宗吾・江弁須地区	

くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。

市民相談所(☎20-1507)

市民(行政)相談

月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

法律相談(予約制)

水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

人権・行政合同相談 20日(木) 10時～3時

不動産相談 18日(火) 10時～正午

税務相談 18日(火) 10時～3時

外国人相談

13日(木)・27日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

もめごと・しんぱいごと・なやみごと相談

25日(火) 9時～4時

市民よろず相談 15日(土) 1時～4時

会場 ユアエルム1Fセンタープラザ

商工観光課(電話は各相談室へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 13日(木) 10時～正午

(住宅の電気に関する相談も含む)

(☎22-2101・成田商工会議所)

パートサテライト(☎22-8281)

パートタイマー職業相談

月～金曜日 9時～4時

消費生活センター(☎23-1161)

消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

保険年金課(☎20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

市民生活課(☎20-1527)

交通事故相談 4日(火) 10時～3時

社会福祉協議会(☎20-1574)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 6日(木)・20日(木) 9時～正午

高齢者福祉課(☎20-1537)

介護相談 13日(木) 2時～4時

場所 セントアンナ在宅介護支援センター

(☎35-6071)

児童家庭課(☎20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

厚生課(☎20-1536)

戦没者遺族相談 24日(月) 10時～3時

教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時～5時

教育センター(☎20-6336)

教育相談(予約制)火曜日 9時～4時

教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)



とても便利な市内循環バス

全区間
150円

駅やショッピング施設を結び 買い物などが便利に

成田市内循環バスの運行

成田空港駅と並行滑走路のオーブンにあわせ、空港周辺のホテル

と市内の主要ショッピング施設・娯楽施設を循環するバスが、運行されています。

この循環バスは、観光客を成田地区に誘致したり、買い物・通勤など市民の利便向上を目的に企画されたものです。

バス路線は、空港周辺のホテル群からイオン成田 市体育館入口 ボンベルタ 西中学校前 ユアエルム 京成成田駅 成田山入口などを回ります。(この逆回りもあります)

運賃は全区間150円の均一料金で、朝8時から夜10時ころまで

1日18本の運行。一循環の所要時間は1時間20分ほどです。

くわしい運行経路・時間などについては、千葉交通(☎22-0783)・成田空港交通(☎35-2321)へ。

残土の埋め立て

安易な土地の提供に ご注意ください

市では、有害物質を含んだ土砂の埋め立てによる土壌汚染や、無秩序な埋め立てによる土砂崩れなどの被害を防止する目的から「成田市土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」を定めています。この条例では、土地所有者の責務として土地を提供するときには

土砂の埋め立てによる土壌汚染や災害の発生する恐れがないことを確認し、これらの恐れがあるときは土地を提供しないよう努めることを規定しています。

汚染された残土や廃棄物の混入した残土により埋め立てが行われてしまった場合、最終的に土地所有者の責任になり原状回復に多大な経費と時間がかかりますので安易な土地の提供は行わないよう十分ご注意ください。

500㎡以上の埋め立ては市長(3,000㎡以上は印旛支庁長)の許可が必要です。

残土の埋め立てに土地を提供する場合や土地の管理には次のことに注意してください。
埋め立てに土地を提供するとき

は使用する土砂などの内容を記載した契約書を取り交わすこと
埋め立て工事の実施時には立ち合って使用される土砂等を確認すること

所有地が廃棄物や残土の捨て場とならぬよう定期的な巡回・監視を行うこと

廃棄物や残土が投棄されないよう所有地にさく・看板などを設置すること

不審なときは関係機関に問い合わせること

通報などくわしくは環境対策課(☎20-1532)、印旛支庁県民環境課(☎043-483-1138)または不法投棄専用電話(産廃)110番・☎043-223-3801 土日祝日夜間の通報可へ。